

「自転車の安全利用推進月間」実施要領

令和5年中、自転車利用中の死傷者は465人（死者8人、負傷者457人）で、前年と比較すると死者は3人減少しましたが、負傷者は42人増加しており、死者のうち6人はヘルメットを着用していませんでした。

全国を見ると、自転車が加害者となる交通事故では高額な損害賠償命令が出された事例もあり、被害者の救済に加え、自転車利用者の経済的負担の軽減を図る必要があります。

「岐阜県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」では、自転車損害賠償責任保険への加入義務、乗車用ヘルメットの着用努力義務が定められています。さらに、令和5年4月からは、道路交通法でも全ての年齢の自転車利用者に対し、乗車用ヘルメットの着用が努力義務となっています。

岐阜県では、5月を「自転車の安全利用推進月間」とし、自転車利用者に対する啓発活動を推進することにより、自転車の交通事故防止と安全利用を図ることとしています。

1 実施期間

令和6年5月1日（水）から5月31日（金）まで

2 重点

自転車保険加入、ヘルメット着用を始めとした自転車の安全利用の促進

3 重点に関する推進事項

(1) 自転車の交通ルール遵守の徹底

- ・ 自転車は道路交通法上の車両であること、車両として交通ルールを遵守し、交通マナーを実践しなければならないことを周知する。
- ・ 危険性を理解し、安全な利用を図るため、自転車シミュレータを使用した、参加、体験、実践型の交通安全教育を実施する。
- ・ この月間を中心に、中学生、高校生の通学時間帯における街頭啓発活動を推進する。

(2) ヘルメットの着用努力義務の周知等

- ・ 交通事故の被害を防止、軽減するため、全ての自転車利用者に対し、ヘルメットの着用努力義務を周知啓発する。
- ・ 自転車両側面への反射材の装着と、夕暮れ時以降の早めのライト点灯について周知啓発する。

(3) 自転車損害賠償責任保険等への加入義務の周知

自転車利用者に対する高額賠償事例もあることから、被害者救済等を目的とした自転車損害賠償責任保険等への加入義務の周知徹底を図る。

(4) 特定小型原動機付自転車に関する安全対策の推進

- ・ 法律で定める基準を満たさないものは、車両区分に応じた交通ルールが適用されることについて周知徹底を図る。
- ・ 交通事故の被害軽減のため、ヘルメット着用について啓発する。